

## 練馬区地域密着型サービスの利用指針について

地域密着型サービス(以下「本サービス」という。)は、介護保険法(以下「法」という。)の改正により、平成18年4月に創設され、原則として、指定地域密着型サービス事業所(以下「事業所」という。)の所在する区市町村の被保険者のみが利用できるとされている。このことは、本サービスが、高齢者が中重度の要介護状態となっても、できる限り住み慣れた自宅または地域で暮らし続けられるようにするため、身近な区市町村で提供されるべきものとして位置づけられたことによる。

区では、本サービスの適正な運用と利用者の生活実態に鑑み、サービスの種別毎の利用について、この利用指針を定めるものである。

## 1 地域密着型サービスの種類

- (1) 夜間対応型訪問介護 (2) 認知症対応型通所介護 (3) 小規模多機能型居宅介護
- (4) 認知症対応型共同生活介護 (5) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (6) 地域密着型介護老人福祉施設 (7) 介護予防認知症対応型通所介護
- (8) 介護予防小規模多機能型居宅介護 (9) 介護予防認知症対応型共同生活介護

## 2 利用の原則

- (1)法第78条の2および第115条の12の規定により、区の介護保険被保険者(以下「被保険者」という。)は、区内の事業所に限り利用できるものとする。

ただし、区内の認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護の利用(入居)にあたっては、被保険者となった日から3か月以上経過していること(被保険者の家族等が練馬区に居住している場合にはこの限りではない。)を要するものとする。

- (2)区外の被保険者は、区内の事業所を利用できないものとする。

ただし、(1)(2)とも平成18年4月1日付け「みなし指定」による事業所の利用者(入居者)は除く。

## 3 利用の特例

- (1)被保険者が区外の事業所を利用(入居)することができる事由

- 1)認知症対応型通所介護および小規模多機能型居宅介護(介護予防も含む)の場合

被保険者の自宅から通所できる距離にある隣接区市の事業所の利用希望があり、次の要件を全て満たした場合

区内の事業所の利用ができない。

当該事業所が区境から一定程度の距離(約500m程度で毎日通える徒歩圏内等)の範囲内にある。

当該事業所が被保険者の利用を認め、当該事業所のある区市から指定(利用)の同意が得られている。

- 2)認知症対応型共同生活介護(介護予防も含む)(以下「グループホーム」という。)の場合

被保険者の認知症の症状が進み、緊急措置的に区外のグループホームに入所せざる得ない場合であって、次の要件を全て満たした場合。

なお、その他特段のやむを得ない事情がある場合は別途協議する。

在宅での生活が困難な状況にある。

被保険者やその家族等に身体、生命等に危険がおよぶ緊急かつやむを得ない状況がある。

区内のグループホームやその他介護施設等に、即時に入居することができない。

関係者（介護保険課、地域包括支援センター、被保険者、介護支援専門員等）で協議の上、区外のグループホームの入居が必要と判断されている。

当該グループホームが被保険者の入居を認め、当該グループホームのある区市町村から指定の同意を得られている。

### 3)夜間対応型訪問介護の場合

被保険者が区外の有料老人ホーム等に居住し、住所地特例の適用を受けている等、被保険者のまま、区外に居住している場合で、夜間対応型訪問介護のサービスを受ける必要がある場合。

### 4)具体的な利用方法

利用（入居）を希望する被保険者またはその家族や担当居宅介護支援専門員等が介護保険課等に入居（利用）の相談をし、当該課でその利用（入居）の要件にあたるかの確認を行い、練馬区地域密着型サービス事業者として指定した後、当該事業所の利用（入居）をすることができる。

ただし、当該事業所の指定（利用）にあたっては、区市町村が認めた被保険者に限り利用できるものとする。

## (2)区外の被保険者が区内の事業所を利用することができる事由

### 1)認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護（介護予防も含む）の場合

区外の被保険者の自宅から通所できる距離にある区内の事業所への利用希望があった場合で、次の要件を全て満たした場合

区外の被保険者の居住する区市の事業所の利用ができない。

区外の被保険者の居住する区市との相互利用が可能であること。

当該事業所が区境から一定程度の距離（約 500m 程度で毎日通える徒歩圏内等）の範囲内にある。

当該事業所の利用定員に余裕があり、当該事業所が区外の被保険者の利用を希望する場合であって、区がその利用に対して同意をしている。

区外の被保険者の区市が指定を認めている。

### 2)認知症対応型共同生活介護（介護予防も含む）の場合

被保険者の入居希望者がなく、区等が一定程度の支援策を講じた上でも入居が見込めない状態が続き、当該グループホーム、介護保険課および区外の被保険者の区市等で協議の上、当該区市町村が被保険者の入居を認めた場合

### 3)具体的な利用方法

利用（入居）を希望する区外の被保険者またはその家族や担当居宅介護支援専門員等は、その被保険者の区市町村に相談し、当該区市等が地域密着型サービス事業者として指定した後、当該事業所を利用することができる。

ただし、当該事業所の指定（利用）にあたっては、区市町村が認めた被保険者に限り利用できるものとする。

## (3)前記(1)(2)以外の地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設は、当面の間、法の規定どおりの利用とする。

## 4 適用

この利用指針は、平成 21 年 7 月 29 日から適用する。